

中山間地域等直接支払推進交付金実施要領

平成12年4月1日付け12構改B第137号農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成16年4月1日付け15農振第2586号農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

中山間地域等直接支払交付金（以下「直接支払交付金」という。）が広く国民の理解を得て、中山間地域等の持つ国土の保全、水源のかん養、良好な景観の形成等の多面的機能を確保していくという直接支払交付金の目的を達成するためには、明確かつ合理的・客観的な基準の下に透明性を確保しながら行われること、国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、制度導入後も中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、基準等について不断の見直しを行っていく必要があること等から、直接支払交付金の交付に当たっては、直接支払交付金制度の趣旨の徹底、明確かつ合理的・客観的基準に基づく対象地域及び対象農用地の指定並びに対象行為の確認等が行われることが重要である。

中山間地域等直接支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）は、このような観点から、直接支払交付金制度の定着に向けて、都道府県及び市町村が行う直接支払交付金交付等の適正かつ円滑な実施の促進に資するものである。

第2 推進交付金の仕組み

国は、予算の範囲内において、第3に掲げる事業の実施に必要な経費に充てるため、都道府県知事に対し推進交付金を交付する。

第3 対象事業の内容

中山間地域等直接支払交付金の対象事業の内容は、以下のとおりとする。

1 都道府県推進事業

都道府県は、以下の事業を行う。

(1) 推進指導

ア 市町村説明会の開催

毎年度、市町村担当者等を対象とした説明会を開催し、当該年度の直接支払交付金の交付等に必要な事項について、周知徹底を図るものとする。

イ 推進に関する手引きの作成

本制度の普及・推進を図るため、当該都道府県の実情に応じた手引きを作成し、市町村段階における集落協定又は個別協定の締結の意義等について、啓蒙普及に努めるものとする。

(2) 審査等

ア 直接支払交付金の運営に関する中立的な第三者委員会の設置

中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「直接支払交付金要領」という。）第8の2の中立的な第三者機関として、以下の事項について検討する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(ア) 直接支払交付金要領第4の2の(5)の規定に基づく特認基準の設定国の第三者機関に提出するデータに基づく特認基準の妥当性について、審査検討するものとする。

(イ) 直接支払交付金要領第13の2の規定に基づく事業の評価

事業の評価は、原則として隔年ごとに、集落協定で規定した農用地等の管理方法、集落協定の管理体制、対象行為として取り組む事項、生産性・収益の向上、担い手の定着等に関する目標等の達成状況等に

ついて評価するものとする。

(ウ) その他、都道府県知事が委員会での検討が必要であると判断した事項

イ 中山間地域等直接支払市町村基本方針の策定指導及び審査

(ア) 都道府県は、市町村が基本方針を策定する際に農業関係機関等と協力し、市町村を指導するものとする。

(イ) 都道府県は、直接支払交付金要領第5の3により協議を受けた基本方針について、審査を行うものとする。

ウ 所要額調書の作成

都道府県知事は、所要額調書を毎年度9月末日までに地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。）あてに提出するものとする。ただし、平成12年度においては、11月末日までに提出する。

(3) その他推進事業の実施に必要な事項

2 市町村推進事業

市町村は、以下の事業を行う。

(1) 推進等

ア 中山間地域等直接支払市町村基本方針の策定

直接支払交付金要領第5の規定に基づき策定するものとする。

イ 集落説明会の開催

中山間地域等直接支払制度の概要並びに集落協定及び個別協定の締結に必要な事項について、対象農用地を有する集落の農業者等を対象に説明会を実施するものとする。

ウ 対象農用地、対象者基準検討会（以下「基準検討会」という。）の開催

集落の代表者、農業協同組合、土地改良区、農業改良普及センター、市町村等で構成する基準検討会を開催し、直接支払交付金要領第5の1の(1)から(11)に掲げる事項について検討する。

エ 集落協定の作成指導

集落座談会を開催する等により、生産性や収益の向上による所得の増加、担い手の定着等に関する目標等、市町村基本方針に基づき集落協定の締結が円滑に行われるよう、集落を指導するものとする。

オ 個別協定の作成指導

認定農業者、これに準ずる者として市町村長が認定した者、地方公共団体が出資する法人、農業協同組合、生産組織等が行う農業生産活動等について、市町村基本方針に基づき個別協定の締結が円滑に行われるよう、当該認定農業者等を指導するものとする。

カ その他推進事務の実施に必要な事項

(2) 確認事務

直接支払交付金の交付に当たっては、毎年度、集落協定又は個別協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）の農業生産活動等の実施を確認するものとし、その事務処理は以下のとおりとする。

ア 書類審査

書類審査は、協定農用地について、当該年度の現地確認前に、以下の項目について行う。

(ア) 集落協定の場合

a 一団の農用地について直接支払交付金要領第4の2の(1)から(5)の基準に基づく審査。

b 一農業者等当たりの直接支払交付金の受給額について直接支払交付金要領第6の3の(3)の規定に基づく審査。

(イ) 個別協定の場合

- a 協定農用地について直接支払交付金要領第4の2の(1)から(5)の基準に基づく審査。
 - b 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。
 - c 一農業者等当たりの直接支払交付金の受給額について直接支払交付金要領第6の3の(3)の規定に基づく審査。
- イ 現地確認計画の策定等
 現地確認計画の策定等については、以下のとおり行う。
- (ア) 現地確認計画の策定
 市町村は、毎年度、農業生産活動等の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について具体的な計画を策定する。
 - (イ) 確認野帳の作成
 市町村は、現地確認を円滑に実施するため、農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、確認野帳を作成する。
 - (ウ) 関係機関への協力要請
 市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。
 - (エ) 標示票の作成
 市町村は、現地確認を円滑に行うため、標示票を作成し、事前に、該当農業者等に配布する。
- ウ 現地確認
 現地確認は、以下のとおり行う。
- (ア) 農業者等への通知書の送付及び標示票の配布
 - a 現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認の方法等について、農業者等に予め通知書により連絡して行う。
 - b 農業者等は、現地確認日前に、当該農用地に係る標示票に必要な事項を記入の上、現場に掲出しておくこととする。
 - (イ) 現地確認の方法
 - a 現地確認は、協定農用地ごとに、掲出された標示票に基づいて所要の事項を確認するとともに、現地において協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、調査及び確認を行うものとする。
 なお、米・麦・大豆・飼料作物等の生産に関する目標の確認については、米の数量調整実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第825号農林水産事務次官依命通知）による米の生産調整実施者の確認と一体的な実施に努めるものとする。
 - b 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求めることができる。
 - c 現地確認者は、農業生産活動等の実施者が現地確認内容を認知できるように、掲出された標示票に、現地確認の結果を記入する。
- (3) 交付事務
 市町村は集落の代表者、個別協定の申請者、水利組合、土地改良区等への支払額等を記載した支払調書を作成する。

第4 事業の実施手続き

1 都道府県推進事業

都道府県知事は本事業を実施しようとするときは、中山間地域等直接支払都道府県推進事業実施計画（以下「都道府県実施計画」という。）を樹立し、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。これを変更しようとする時も、同様とする。

2 市町村推進事業

市町村長は本事業を実施しようとするときは、中山間地域等直接支払市町村推進事業実施計画（以下「市町村実施計画」という。）を樹立し、都道府県知事

に提出する。これを変更しようとする時も、同様とする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成16年度とする。

第6 事業実績の報告

- 1 市町村長は、毎年度、第3の2に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度4月末日までに都道府県知事に報告する。
- 2 都道府県知事は、毎年度、第3の1に掲げる事業の実績を実施年度の翌年度の5月末日までに地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。)に報告する。

第7 市町村への交付

推進交付金の交付を受けた都道府県知事は、交付を受けた額のうち第3の2に係る額を遅滞なく、市町村長に交付するものとする。

第8 その他

- 1 都道府県は、第3に掲げる事業を実施するに当たっては、当該事業が相互に有機的な関連をもって効率的に行われるよう努めるものとする。
また、都道府県は、第3の2に掲げる事業を実施する市町村に対し、事業の実施水準の整合性を保ちつつ、これらが効率的に実施されるように配慮するものとする。
- 2 本事業の実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めることとする。